

明石市道路境界明示 電子申請(オンライン申請)マニュアル

道路境界明示が電子申請でできるようになりました。

申請手順と流れは以下の通りです。なお、申請時の添付書類の詳細や注意事項等につきましては、従来通り道路境界明示の手引きをご確認ください。

システムの仕様上、申請途中で添付ファイルを一時保存できないため、必ず全てのファイルが揃った状態で申請を開始し、完了させてください。

また、土地登記事項証明書(土地登記簿謄本)のように資料が複数枚となる場合、資料ごとに1つのファイルに結合した上でアップロードしていただくようお願いいたします。

<電子申請方法>

①「道路境界明示申請」の以下のアドレスまたは、

右側の QR コードから申請フォームに入ってください。

URL: <https://logoform.jp/form/eHmi/1459661>

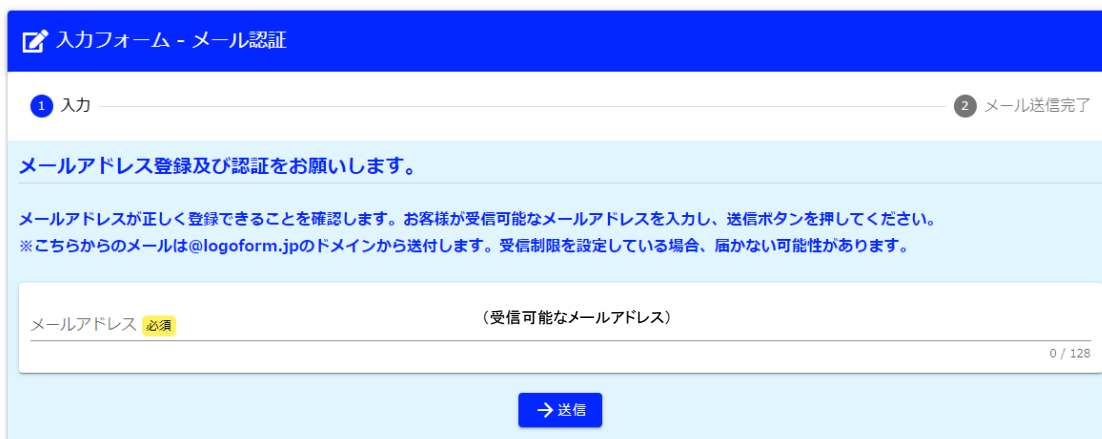


QRコード

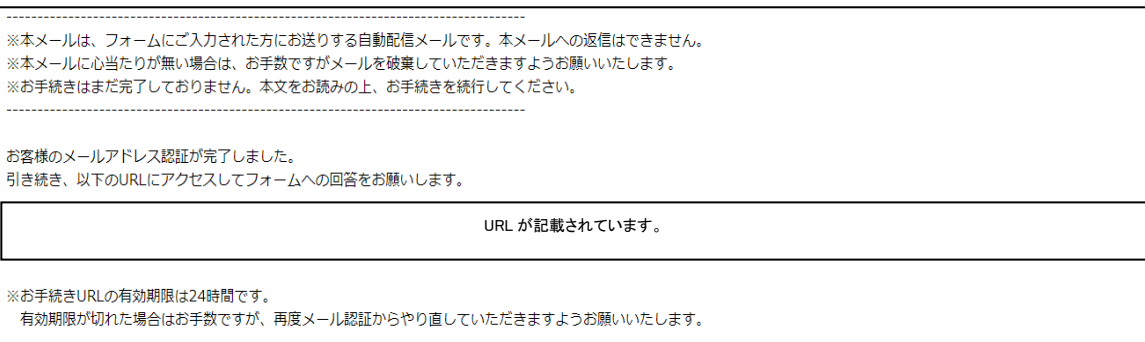
②フォームを開くと以下の画面が表示されます。

受信可能なメールアドレスを入力し送信ボタンを押してください。

この確認メールは「@logoform.jp」のドメインから送付しますのでメール受信できるように設定をお願いいたします。



③入力したメールアドレスあてにメールが届きます。URLをクリックし必要事項を入力してください。



④入力フォームに必要事項を入力、送信します。（入力不備があると送信できません。）

⑤送信が完了したら、入力したメールアドレスあてに“送信完了メール”が届きます。

⑥申請内容について明石市が境界明示可能かどうか審査を行います。明示可能であれば、入力したメールアドレスあてに申請手数料の連絡をします。明示不可能であれば、その旨を連絡します。

⑦申請手数料については、メール到着日から 5 日以内に、クレジットカードまたは PayPay でお支払いください。支払日が申請受理日となります。

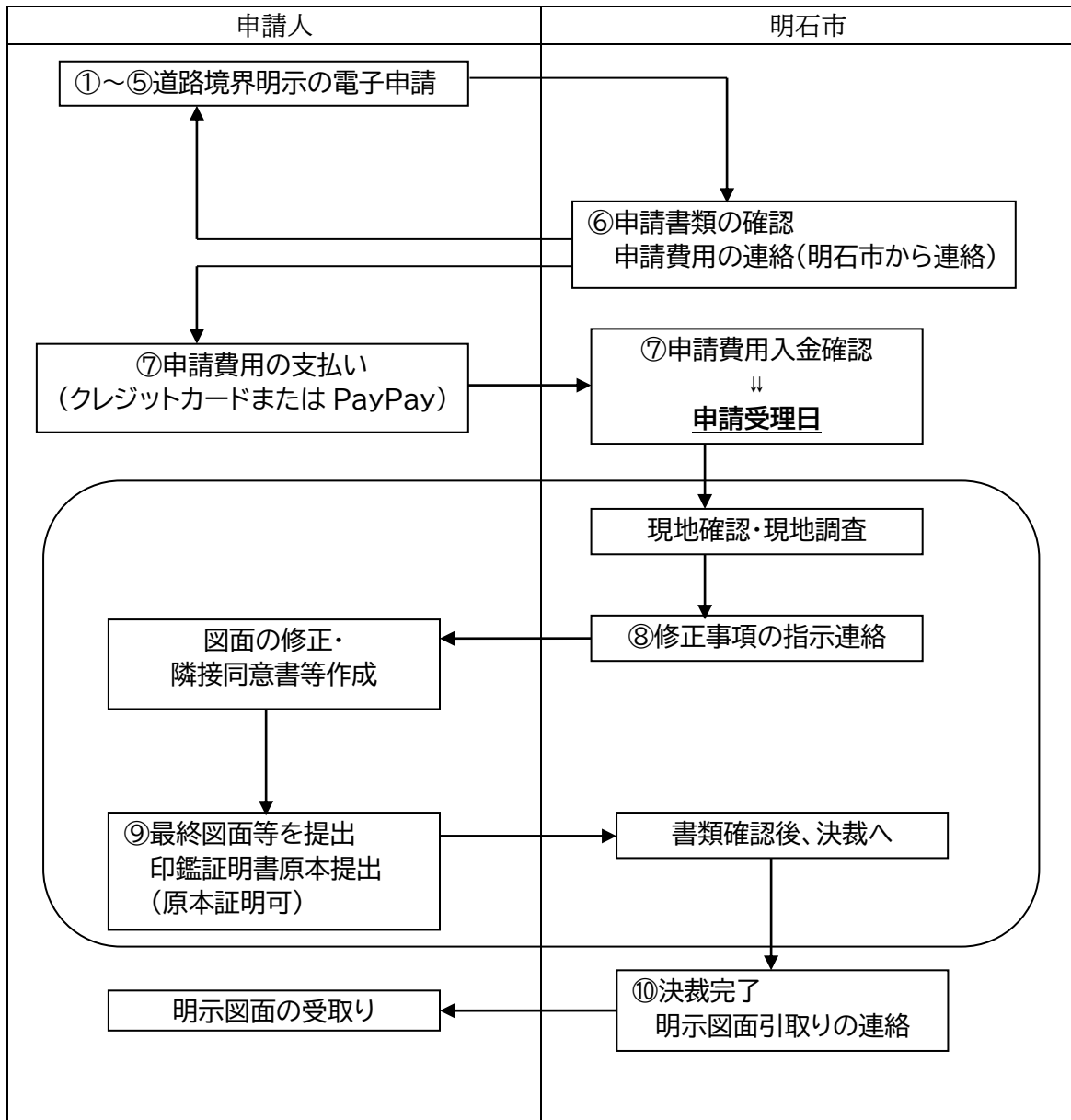
例) 4月1日 支払い案内→4月6日まで決裁可能

⑧電子申請以降の書類(追加資料や図面修正等)のやり取りは、従来通り対面、電話またはメールで行います。

また、隣接同意書、対側同意書及び自治会同意についてもメールで提出いただけます。

⑨全ての審査が終わりましたら、最終図面を明石市もしくは業務委託受託者に提出してください。その際、電子申請時に添付いただいた委任状(原本)と申請人全員の印鑑証明書(申請受理日より 100 日以内に取得したもの、原本証明可)を提出してください。⑧にて隣接同意書や対側同意書に印鑑証明書を添付している場合も提出してください。

⑩決裁完了後、明石市から明示図面の引取りの連絡をいたします。



 :業務委託する場合の範囲